

第3回遵守委員会作業部会会合
2014年4月7-11日
韓国、麗水
暫定議題

1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1.2. 議題の採択

1.3. 会議運営上の説明

2. CCSBT 転載決議修正案の策定

第8回遵守委員会会合 (CC8) において、複数のメンバーが、特に非常に遵守リスクが高い海域で行われる転載を考慮に入れるよう、現行の転載決議をレビューした方が良いとする論点を提起した。メンバーは、転載要件の改善に関する作業の継続を支持した。CC8 からの要請によれば、事務局は、遵守委員会作業部会 (CCWG) における検討に供するため、洋上転載にかかる措置のアップデート、及び港内転載に関する新たな措置を含め、転載決議の修正案を用意することとされている。

3. 寄港国措置決議案の策定

CC8 は、CCWG において CCSBT の寄港国措置 (PSM) を策定する作業を継続することを支持した。CCWG では、CCSBT のための PSM の導入に関して検討する予定である。これは、短期的には ICCAT の類似した措置を採用し、長期的にはより包括的な措置を検討するという段階的なアプローチを含んでいる。

CC8 において、日本は、日本での外国漁船による SBT 水揚げの程度の評価を継続しており、さらに PSM に取り組むことは日本にとって重荷であると述べた。CC8 は、PSM に関する作業は重要なものであり、決議の策定において全てのメンバーが負うことになる負担が考慮されなければならないことに留意した。

事務局により CC8 に対して説明された、FAO の寄港国措置協定及び IOTC 及び ICCAT の措置を踏まえてニュージーランドにより準備された CCSBT 寄港国措置決議案に関する会合文書は、バックグラウンドペーパーとして、CCWG3 に再提出される予定である。

4. 科学オブザーバー計画規範の強化

CC8 の作業計画では、CCWG3 に対し、CCSBT オブザーバー計画規範を強化するための検討を行うよう求めている。CC8 において本件にかかる検討が行われたものの、生態学的関連種作業部会により検討された規範の修正案 (2点のみ) に対する支持を除き、コンセンサスに達しなかった。

5. 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義の策定

「国別配分量に帰属する漁獲量」は、SBT の総漁獲可能量のメンバーへの配分量に対して計上される、メンバーの SBT 漁業における死亡量の一部である。全てのメンバー及び協力的非加盟国は、現在、「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」について、それぞれが別個に以下のとおり定義している。

メンバー/CNM	メンバー/CNM ごとの「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の定義
日本	当該漁船の魚倉に搬入された SBT の量
オーストラリア	全ての商業漁獲。ただし、生きたまま又は活きの良い状態で放流されたものを除く。
ニュージーランド	同国向けの国別配分内において、同国は、遊漁・伝統的漁業及びその他の漁獲死亡の原因を認めており、商業漁獲に関する総漁獲可能量の上限値を定めている。
韓国	商業的に水揚げした SBT
台湾	保持した商業漁獲
インドネシア	同国向け国別配分のうち、商業的に漁獲/水揚げされ標識装着された SBT
南アフリカ	水揚げされ、当局によって独立に確認され、まぐろ及びめかじきはえ縄漁業部門において個別の権利を有する会社に計上された全ての SBT 漁獲。これには、生きたまま放流されたもの、投棄されたもの、略奪されたもの及び押収されたものは含まれない。
フィリピン	計上された全ての投棄（生死を問わない）を含む全ての SBT 漁獲が当該国の配分量に対して計上される。
欧州連合	商業船舶によって水揚げされた漁獲

考慮されていない全ての漁獲死亡要因にかかる不確実性を認識し、CCSBT20 は、全てのメンバー及び CNM に適用される「国別配分量に帰属する漁獲量」（全ての死亡要因を含む）に関する共通の定義を策定することに合意した。第一ステップとして、CCSBT20 は、遵守委員会に対し、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮して 2014 年までに「国別配分量に帰属する漁獲量」の共通の定義を策定するよう要請するとともに、メンバーに対し、EC に対する年次報告の中で 2015 年からこれを導入するまでのタイムテーブルを検討・約束するよう要請した。

CCWG3 における CCSBT20 からの要請に関する審議は、2014 年に国別配分量に帰属する漁獲量の共通の定義を策定するために必要である。メンバーは、CCWG3 の前に、適切な共通の定義とともに、全てのメンバーが共通の定義を導入するためのプロセスにかかる実務的なオプションについて検討することが要請されている。

6. 遵守計画における 3 年間の行動計画の検討

CCSBT 遵守計画の 3 年間の行動計画は 2014 年末に終了する。CC9 では、拡大委員会に対する 2015-2017 年の行動計画を勧告する必要がある。CC8 の作業計画では、事務局長が CC 議長と相談し、2014 年 5 月から 8 月までの間に更新版の 2015-2017 年の 3 年間の行動計画案を作成することとされている。しかしながら、時間が許せば、当該計画に関していくらかのインプットを提供することは CCWG3 にとっても有益と考えられる。

7. 3 年間の TAC のブロック間のクオータの繰越しの検討

オーストラリアは、過去数年、CCSBT の繰越し措置¹が効果的に運用されてきており、当該措置はメンバーにとって有益であったとコメントした。オーストラリアは、CC9 の前に、クオータの配分の繰越しを 3 年間のブロック間にも拡大するオプションを議論するため、この議題項目を追加した。

8. その他の事項

その他の事項には、QAR の進捗にかかる更新情報といった小課題が含まれる。

¹ 3 年間のクオータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議

9. 閉会

9.1. 会合報告書の採択

9.2. 閉会